

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン改訂の概要

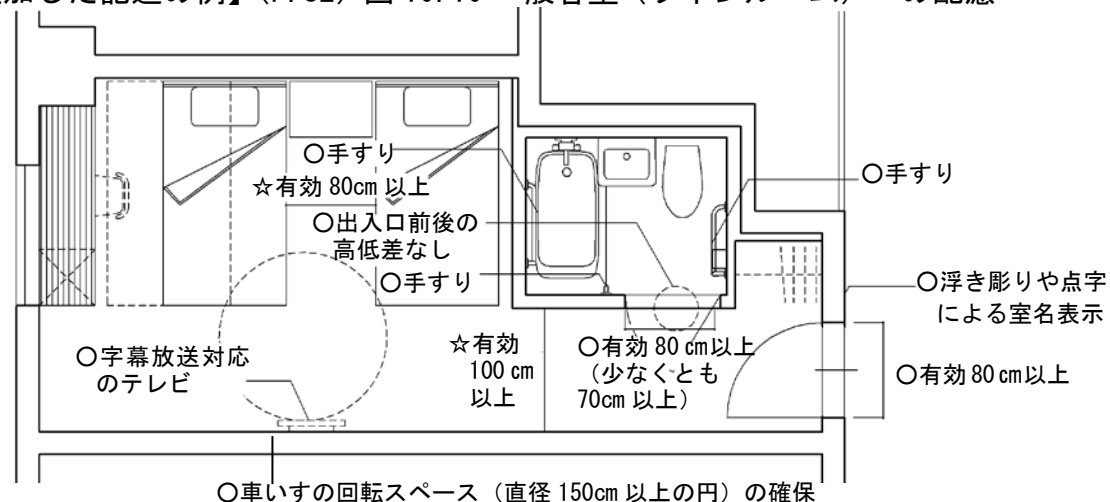
- 今日、大阪を訪れる外国人観光客は増加しており、2025 日本万国博覧会の大阪誘致等の動きを受け、国内外からのさらなる観光客の増加が見込まれる。
- 国土交通省では、既存施設のバリアフリー改修の観点などを盛り込んだ「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成 29 年 3 月に改正した。
- これらを踏まえ、主に宿泊施設・便所のバリアフリー化、施設の案内表示・情報提供等の充実、既存建築物の改修に関して記載内容の充実を行うため、ガイドラインを改訂する。あわせて、ガイドラインの内容をよりわかりやすくするため、所要の追記・修正等を行う。

1 ホテル又は旅館の客室

今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、一般客室への配慮など客室の記載を充実し、宿泊施設のバリアフリー化を促進する。

- 車いす使用者用客室内の十分なスペースの確保
- 「一般客室」への高齢者、障がい者等に対する配慮
- 高齢者、障がい者等への情報提供等
- 改善・改修のポイント（解説図を追記）

【追加した記述の例】(P. 82) 図 10.10 一般客室（ツインルーム）への配慮

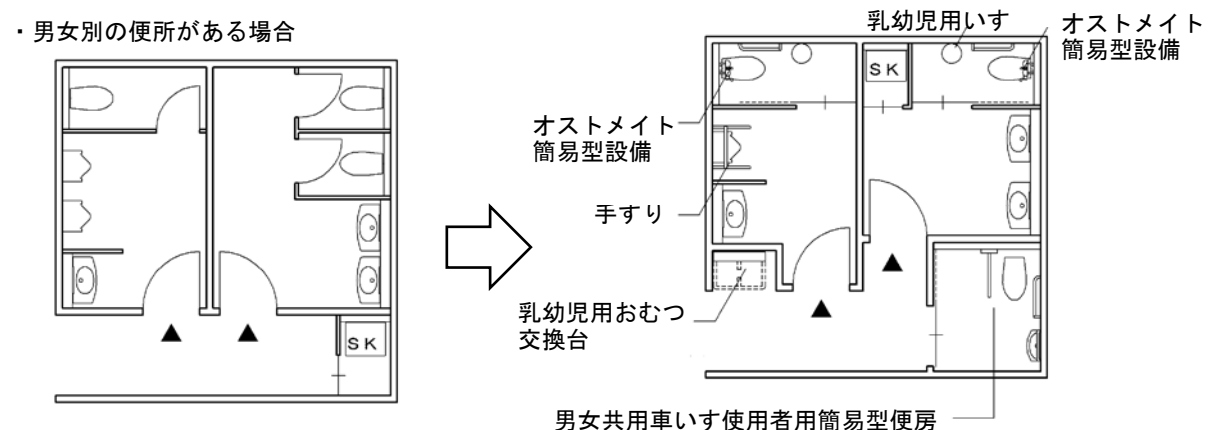


2 便所

多くの来訪者を受け入れるにあたって、誰もが利用しやすいトイレの整備が求められるため、一般便房への配慮や案内表示の記載等を充実することによりバリアフリー整備を促進する。

- 「一般便房」への高齢者、障がい者等に対する配慮
- 高齢者、障がい者等への案内表示等
- 改善・改修のポイント（解説図を追記）

【追加した記述の例】(P. 65) 図 8.21 小規模施設での改善例



3 案内表示

- 案内表示等における色の選定方法や表示方法に関する記載の充実
- 【追加した記述の例】(序章-6) ホ ユニバーサルデザインへの取り組みの実例

◆色弱者等に配慮した表示

提供する情報量を絞り、色の組み合わせだけでなく、ピクトサインを用いることにより、色弱者等にとってわかりやすくなるよう工夫しています。



- ピクトサインの追記

【追加した記述の例】

(P. 95~96) 参考 ~主な案内用図記号 JIS Z 8210~



4 バリアフリー情報の提供

- バリアフリー情報の提供に関する記載の充実

【追加した記述の例】(序章-24) F バリアフリー情報の提供

誰もが自由に安心してまちに出かけるためには、不特定多数の人が利用する鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することができるよう、各施設のホームページで提供していくことが重要です。

また、提供している情報が変更した際には、速やかに対応することが必要です。

◆提供する項目の例

- ・道等から出入口までの段差の有無
- ・エレベーターの有無、位置
- ・トイレの状況（車いす使用者対応トイレ、オストメイト対応トイレの有無やその仕様）
- ・車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出しの有無、一般客室のバリアフリー化の状況

5 その他

- 建築物等の整備方針について「○望ましい整備」と「☆参考となる事項」の追記及びわかりやすい表現となるよう文言の修正
- 解説図の追加・修正
- チェック項目（政令・条例）の修正